

令和6年度地籍調査に伴う作業のお知らせ

日頃より千代田区政に、ご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。区では平成18年度から国土調査法に基づき区内において「地籍調査」を順次実施しております。

この度、下記の調査区域で令和7年度末まで調査を行うこととなりました。これに伴い、道路で基準点の設置や測量作業を実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、実施につきましては、区担当部署に加えて、下記の委託会社と事業を行ってまいりますので、宜しくをお願いいたします。

記

1 地籍調査とは

土地の戸籍調査とも言われ、土地の情報（所有者・面積・地番・境界等）を明らかにする基本的な調査であり、国土調査法に基づき全国で実施されています。

千代田区では、道路と皆様の土地の境界（筆界）を先行して確認する手法で地籍調査を進めています。

2 地籍調査の効果

○災害復興の迅速化、土地取引の円滑化など

3 令和6年度の実施内容

令和6年度は、下記の調査区域において、基準点の設置と現地測量を実施し、境界（筆界）を検討いたします。

①基準点の設置・・・11月上旬より1カ月程度

②現地測量作業・・・12月上旬より2カ月程度

※①、②の作業時間は、9時～18時を予定しています。

※①の作業に伴い、多少の音や振動が発生します。

※区委託会社の作業員は千代田区の腕章及び身分証を携帯しています。

4 調査区域

神田北乗物町
神田紺屋町
神田富山町
神田西福田町
神田東紺屋町
神田東松下町の一部
神田美倉町
(地図の赤枠内：約0.06km²)



5 お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 財産管理係 担当 横井
電話 03-5211-4234 (直通) FAX 03-3264-4792
Mail machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

昭和株式会社(令和6年度区委託会社) 担当 飯田・三品
電話 048-957-7554 (直通)